

岩手県告示第124号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、盛岡広域都市計画事業矢幅駅西地区土地区画整理事業の換地処分をした旨矢巾町長から届出があった。

平成29年2月24日

岩手県知事 達 増 拓 也